



消費生活相談窓口からのお知らせ

## ◎ 4月から従来の市民相談窓口と消費生活相談窓口が、生活安全課内(1階)に一元化されました

ご相談は、相談窓口に通話されるか、直接お越しください。

消費生活相談窓口では、消費者被害に遭ったり、被害が拡大しないよう、相談員が様々なアドバイスを行い、状況によっては被害回復のためのあっ旋や他の専門機関の紹介を行っています。また、消費者教育として、出前講座や消費者啓発セミナーを随時開催しています。お気軽にご利用ください。

なお、最近、出会い系サイト等の架空・不当請求に関する“新手”の手口が見受けられます。最近の事例は、右のとおりです。ご参考ください。

### ▶ 裁判手続きを利用した手口について

最近、出会い系サイトなどの請求として支払督促状等を偽造し、裁判手続き等を利用した架空・不当請求に関する相談が見受けられます。架空請求であれば放置しておけばよいのですが、支払督促など公的機関の書類の真偽を即座に判別することは難しく注意が必要です。

### 》》》 アドバイス 《《《

1. 利用した覚えがなければ支払わないこと
2. 請求書等は証拠として保管しておくこと
3. 発送元が公的機関である書類が届いた場合は、必ず直接公的機関に確認すること

〈問い合わせ先〉消費生活相談窓口（生活安全課内 ☎ 82・1133）



人権擁護委員制度をご存知ですか

## ◎ 6月1日は「人権擁護委員の日」です

6月1日は、人権擁護委員法が施行された「人権擁護委員の日」です。山陽小野田市には市長が推薦し、法務大臣から委嘱された、10人の人権擁護委員がおられ、人権についての相談をお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守されます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

### ◎人権擁護委員名簿（敬称略）

古谷 義彦	須子 利江
上田 拓士郎	岡部 つや子
徳原 幸子	上田 進
児玉 邦興	河口 レイ子
矢田 松夫	草田 和枝

### ■特設人権相談所を開設します

- ◎と き 6月1日(火)  
10:00～15:00
- ◎ところ 市役所1階第4会議室
- ◎内 容 人権、土地、家屋、金銭貸借、離婚など、あらゆる生活上の心配ごと
- ◎相談員 人権擁護委員



〈問い合わせ先〉山口地方法務局宇部支局（☎ 21・7211）